

笠間市行政手続条例の一部を改正する条例（案）新旧対照条文

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分(第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>    第1節 通則(第12条—第14条)</p> <p>    第2節 聴聞(第15条—第26条)</p> <p>    第3節 弁明の機会の付与(第27条—第29条)</p> <p>第4章 <u>行政指導(第30条—第35条)</u></p> <p>第4章の2 <u>処分等の求め(第36条)</u></p> <p>第5章 <u>届出(第37条)</u></p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>法律等 法律及び市の条例並びに茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例をいう。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分(第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>    第1節 通則(第12条—第14条)</p> <p>    第2節 聴聞(第15条—第26条)</p> <p>    第3節 弁明の機会の付与(第27条—第29条)</p> <p>第4章 <u>行政指導(第30条—第34条)</u></p> <p>第5章 <u>届出(第35条)</u></p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(7) (略)

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例の規定上直接に与えられた職員がする行政指導及びこれらの職員が条例等に基づいてする処分

(9)～(12) (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(7) (略)

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例の規定上直接に与えられた職員がする行政指導及びこれらの職員が条例等に基づいてする処分

(9)～(12) (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

3 (略)

第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。)又は行政指導(その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(届出)

第37条 (略)

(届出)

第35条 (略)